

業平管業所

野山 猛 深井正信

内山 三部 以上五人

菊任ヨシ工 金岡カ収 以上二名

雅名 毅齋 以上一人 (職工)

芝浦管業所

松本茂助 山本芽松 梶原栄次郎 青木寅吉

中島清松 鬼沢和義 小黒寛一 渡辺利雄

脇吉太郎 橋本國矢 増田保 清田末吉

以上十二人

黒沼之う、大山、きん 進藤静子、吉田子ち、五月木富子

以上五人

車町工場

佐藤五郎、佐々木要次郎、遠藤新一

以上三人

合計 五十七名

覚書

昭和四年九月十四日日本労働組合同盟東京連合自動車株式会社  
社ニ提出シタル各条件ニ関シ一兩者代表持衛ノ結果昭和四年九月二十日  
左ノ如ク決定シタルヲ以テ兩者覚書ヲ交換スルモノトス

解決条件

一、要求条件ノ一

現業員會ニ対シテハ復浩ヲ認メス但シ從業員ガ現業員ト見タル事ニ対シテハ  
干渉ス。又組合同盟側ヨリ提出シタル全從業員ヲ包含スル機関トシテ業  
務委員會ヲ設置シ調査夫濟ノ機関トスルニハ参考ヲ見見トシテ聽取シ置ク

一、要求条件ノ二

健康保険加入ヲ承認セラレテ承要求各員ニ対シテハ左ノ如ク決定ス

(1) 会社ハ全從業員ノ健康保険加入スルニテ承認シ即時之ガ宣員ニ當ルニト

一、要求条件ノ三

上野管業所石井安員外九名ノ解雇ヲ取消サレ度シ

坂本各員ニ對シテハ左ノ如ク決定ス

(1) 上野管業所石井安員外九名ノ解雇者ニ對シテハ規定ノ退職手當ノ外